

会議名	全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会（多機能化・高機能化グループ）第6回		
日時	2022（令和4）年 2月7日（月）10：00～12：00	場所	オンライン（zoom利用）
出席者 役割所属 ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> ・前川礼彦（副会長/湘南つばさの家）・松本耕造（副会長/清周寮） ・恒松大輔（事務局長/あすなる荘）・川口充紀（制度政策：長/わだちの家） ・内藤直人（調査研究：長/鳥取フレンド）・本間征二（研修：副/KCカルム） ・熊沢百恵（広報：副/しおん）・朝比奈ミカ（がじゅまる・そら） 		
	8／名		
○協議内容			
⇒結論（助言や次回以降への課題も含）			
<p>1、朝比奈ミカ氏より</p> <p>○中核地域生活支援センターの概要説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事例紹介。 ・障がいや病気の問題も多いが、虐待等にかかる情緒の未発達、自尊心の破壊、他者への信頼の喪失があり、目の前の問題を解決すれば済む状況ではない。 ・寄り添い型支援の割合は高く、困難事例とは課題の大きさよりも援助関係を築くのに時間がかかる事例である。 ・抱えている課題への直接的なアプローチだけでなく、関係構築が重要。 <p>○生活困窮者自立支援の概要説明。</p> <p>○千葉県市川市の特徴紹介。人口約50万人、外国籍住民多い（全国22位）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市生活サポートセンターそら（so-ra）の概要説明。 相談者の年代割合が全国平均と比べて20代が高い。 ・支援事例紹介。 ・一時生活支援事業の紹介。 市がアパート（4室）を借り、そらが管理運営。稼働率8～9割。 ・大切にしていること…できるだけ早いタイミングでの見立て 本人以外からも情報収集 本人との定期的な振り返りの実施 支援調整会議でのモニタリング ・若者の割合も低くない。障害や病気からくる課題もある。 ・課題…初回相談時の見立て 入居時の所持金が少ない場合の早急な就労支援 具体的で柔軟な計画の必要性・転居費用の工面方法 利用期間が長期化してしまうケースが多い 転居後の就労継続支援や家計の見守り <p>○若者支援における、連携に向けた可能性と課題。</p> <p>1、子ども・若者本人への支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながる力が弱いため、窓口案内するだけでは十分でない。支援者同士の重なり合いをいかに作るか。 ・施設は実家のような存在であってほしい。社会資源を活用できるようサポートしてほしい。 <p>2、親を含めた家族全体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親には指導ではなく支援が必要。児童満天星所より施設の方が家族に信頼されているかも。 ・お金、仕事、健康、家族関係等々関わりの糸口はいくつもある。 			

○「地域の合法的な家出拠点」

- ・濃密な関係であるからこそ、煮詰まることがある。
- ・相談の前のおしゃべり、つぶやき、愚痴が大事。
- ・そこ（家庭）しか知らなければ、「変」「おかしい」「違い」がわからない。
- ・安全でない相手を頼る。

○若者支援の課題

- ・困窮者支援のフォーマットが、若者層を意識したものになっているか。
- ・いますぐの支援が社会的支援につながるきっかけに。
- ・身寄りのない、親族を頼れない若者たちには、親族に代わる公的な後ろだての仕組みが必要。
- ・支援のスペンはより長くなる。
- ・支援体制のバリエーションを創造する。社会でその人のモラトリアムを支える。
- ・広域の体制づくり。若者は市町村域に留まらない。

○「予期せぬ妊娠」への手厚い支援を

○児童分野における「地域生活支援」の必要性

○被虐待経験による「生活のしづらさ」に社会的な支援を

○重層的支援体制整備事業

○「地域共生社会」がキーワード

- ・若者、青年期支援において新たな法制度をつくるのか、いまある法制度をより普遍性のあるものにしていくか。
 - ・各分野の専門性をもった組織・人材が横につながり合っていくことが必要。
- 社会的養護の専門性を地域社会に提供して、一緒に汎用性の高い仕組みづくりに取り組むことを期待している。

2、意見交換

- ・釧路市では若者支援の研究や取り組みが盛ん、自立支援法に関しても理解が進んでいる印象。市川市では中間的就労への先駆的な取り組みをしているところはあるか？
- 企業組合 We need は請け負った仕事を分配するやり方。理解ある企業にだけ頼るのは限界がある。仕事を作り出すチャレンジの工夫が必要。
- ・青年期の相談事業はいくつかあるが、分断されている現状。
 - ・県に一時生活支援事業の活用を投げかけたが、ほぼ機能していない現状。
 - ・自立援助ホームは可能性があるが、実力が伴っていない部分も感じる。まずは現行制度の改善をし、制度の活用をすべきか。
 - ・ホームに辿り着けなかった子どもへの支援。完全に崩壊せず機能が残っている家庭へは、無理に分離させずに支援できると良いか。
 - ・ホーム在区でも支援団体がいくつかあるが、個々に活動している印象。一体となって支援する必要性を再確認した。区とも協議中である。

3、アンケート結果より（回収率 53.3%）

○必要（73%）

- ・うまく支援に乗れていない、支援ニーズが多岐に渡っている。
- ・発達障がい、精神障がいを有するケースも多い。
- ・孤立、孤独の問題も挙げられている。

○必要ない（27%）

- ・受け入れに限界がある。運営上安定しない。
- ・現行制度の活用が優先。

○20歳以上の再入居（30%があり）

- ・～27歳の若年層がメイン。
- ・受け入れ理由…居場所がない、生活困窮が主な理由。
援助環境の不足：支援を受けられない、継続的に相談ができない。
- ・類似する青年期支援事業への参画、機能補完の必要性について。
DV支援、ヤングケアラー支援、困窮者自立支援等が挙がる。
- ・上記以外にも、退居者への宿泊支援や家族支援等の活用方法も挙げられた。

○4、今後の自立援助ホームにおける青年期支援について

- ・自立支援担当職員が配置されているホームは各種コーディネーターが可能。
関係機関への引き継ぎ、橋渡しがスムーズにいかないことがここ数年増えている。
退居して数年後に、ある程度安定してから精神不調等を起こすこともある。
年齢に関係なく、ホームを頼れるような制度が必要だと感じている。
- ・青年期支援の問題は社会的養護経験者か否かで大きく分かれるか。
退居者に関しては重層的な支援が必要（本人に選択肢がある）で、その仕組みづくりが必要。
- ・支援が行き届いていないケースについて。児童家庭支援センターから各種施設につながったケースはあるが、高齢児童や青年期への支援が手薄とも感じる。自立援助ホームとしてしっかり参入したい。
退居者支援においてハード面の開拓はなかなかできていないが、他機関と重なり合っただけの支援であれば自分達にもできると思う。注力したい。
- ・今後の方向性について考えた。重層的支援体制整備事業の参加支援事業への位置づけは可能か。空きがあるからといっても目的外の利用は避けたく、他の機関が適正に判断する必要があるのではないか。
- ・現行の退居者支援が基になって地域で暮らす若者、青年の支援があるのではないか。
- ・すべてのホームが退居者支援事業所を持つのは厳しいが、退居後の関わりについて、今一度振り返る必要がある。ベースとなる現行の支援をしっかりと行う。
- ・18歳以上のソーシャルワーカーの必要性。

○朝比奈氏よりコメント

- ・シェルターを持つとホームレスを集めてしまうという誤った認識がある。事実の面でもあるが、実施自治体が少ないために集中している事情。
若者も同じことが言えるか…手間だが、生活保護や困窮者支援のケースとして起こす。
- ・措置費施設だけかもあるが、目的外利用についての厚労省から通知があったように思う。自立援助ホームにどのように運用できるかは不明。
- ・社会福祉法人は地域貢献への義務もあるため、その面からアプローチも可能か。
- ・今後の予算の求め方については、柔軟に考えるべき。様々な方法がある。

次回

2022年2月28日 ※役員会時にまとめ